

平成20年度

# 施政方針

福岡県古賀市

## 目 次

1. はじめに	…	3
2. 平成20年度予算編成方針について	…	4
3. 平成20年度主要施策について	…	8
(1) 安全・安心で快適な住環境づくりを目指して ～都市基盤の整備～	…	10
(2) 自然と共生するゆとりある生活を目指して ～生活環境の整備～	…	11
(3) いきいきと生活できるまちづくりを目指して ～健康の増進と福祉の充実～	…	12
(4) 生涯にわたって学ぶ環境づくりを目指して ～生涯学習の推進と教育・文化の向上～	…	14
(5) 農業・商工業のバランスがとれたまちを目指して ～産業の振興～	…	16
(6) 人が真ん中にあるまちを目指して ～人権の確立～	…	17
(7) 共働きのまちづくりを目指して ～市民参画～	…	18
(8) 効果的かつ効率的な行財政運営を目指して ～行財政～	…	18
4. おわりに	…	20

## 1. はじめに

平成20年度の施政方針及び主要施策の概要について申し上げます。

本市の財政状況は、平成16年度以降、財政調整基金を取り崩さなければ予算編成ができない厳しい状況にあります。そのため、平成19年度に策定しました『第三次古賀市行財政改革大綱』においては、「平成22年度における実質単年度収支の均衡化」、「平成22年度決算における経常収支比率95%以下」及び「平成23年4月1日の正規職員数350人以下」という目標を掲げており、今後全職員一丸となって市民、議員の皆さまのご理解とご協力を得ながら、行財政改革を推進します。

一方では、本市にとって初の4年制大学である福岡女学院看護大学がいよいよ開学しますし、来年3月には市内の3つ目の駅となるJR鹿部新駅（仮称）が開業いたします。

いずれも本市の発展に大きく寄与することが期待されています。

市としましても、計画的な企業誘致や秩序のある土地利用を推進するとともに、一方では市町村合併の可能性も模索するなど、今後もたくましく夢のある古賀市の実現へ向けて市政に粘り強く取り組みます。

このような状況を踏まえ、本年度の政策テーマを「次世代へ夢をつなぐまちづくり」とし、「生涯健康づくり」、「教育の充実」、「市民共働のまちづくり」、「文化芸術の振興」及び「持続可能な行政経営」の重点施策に取り組みます。

## 2. 平成20年度予算編成方針について

### <国の経済の現状と財政健全化>

国の経済は、「経済財政改革の基本方針2007」に基づき、「自立と共生」を基本に改革への取組を加速・深化すること等を通じて、企業部門の好調さが持続し、これが家計部門に波及し、民間需要中心の経済成長の実現が期待されています。なお、サブプライムローン問題を背景とする金融資本市場の混乱や米国経済の動向、原油価格の高騰等が国の経済に与える影響については、今後とも注視することが必要です。

一方、国と地方の財政健全化に向けては、安定した成長を図るとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」及び「基本方針2007」を堅持し、平成23年度には国と地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成する等、歳出・歳入一体改革を更に進めることとしています。

### <平成20年度地方財政計画>

このような情勢の中、国の平成20年度地方財政計画の規模は、83兆4,000億円と前年度比で0.3%の増となっています。この中には地方と都市の地方税の偏在是正により生じる財源を活用して創設された地方再生対策費4,000億円が含まれており、その配分については第一次産業就業者比率や高齢者人口比率を反映し、また、合併市町村に配慮して交付することとされ、これを除いた場合は83兆円と前年度比で0.2%の減となっています。

一般歳出は、新たな地方再生対策費を含めて65兆7,600億円と前年度並みとされ、一方、一般財源総額は

59兆8,900億円（対前年度比+1.1%）であり、その内訳として、地方税は法人事業税の税率の引下げが行われるとともに地方法人特別税の創設等により40兆4,700億円（対前年度比+0.2%）、地方交付税は原資となる国税の伸びの鈍化を勘案し必要な交付税総額を確保するため交付税特別会計借入金の償還を繰り延べることにより15兆4,100億円（対前年度比+1.3%）、臨時財政対策債は2兆8,300億円（対前年度比+7.7%）等となっています。

#### <古賀市の平成20年度予算編成>

このような地方財政計画の状況を踏まえ、古賀市の平成20年度予算編成に当たっては、歳入における一般財源のうち、市税については個人市民税を前年度並みで見込み、

- 景気回復による法人市民税増収額：55百万円  
（対前年度比+9.2%）
- 土地の宅地化及び新築家屋等による固定資産税増収額  
：35百万円  
（対前年度比+1.2%）

その他軽自動車税、たばこ税等の増収を合わせて、前年度比で1億2百万円（+1.5%）の増収を見込んでいます。

「基本方針2006」及び「基本方針2007」に即した平成20年度地方財政計画における歳出・歳入一体改革による財政健全化に向けた取組の古賀市への影響額は、

- 地方交付税の減収額：1億28百万円  
（対前年度比△4.2%）
- 臨時財政対策債の減収額：47百万円  
（対前年度比△9.5%）

○ 地方特例交付金の増収額：10百万円

(対前年度比+16.9%)

その他の国・県から交付される財源を合わせて、前年度比で1億73百万円(△3.8%)の減収を見込んでいます。

歳出面では、極めて厳しい財政状況を踏まえ、経常的経費(人件費、扶助費等を除く)について一般財源ベースの予算枠を各部に配分する枠配分型予算編成を引き続き実施するとともに、その配分については前年度当初予算ベースから原則1%削減した額を上限としました。また、第三次行財政改革大綱に基づき、平成20年度から本格的な行財政改革に取り組むことから、これによる職員人件費の削減、使用料・手数料の改定に伴う増収等を見込むとともに、更に建設事業等の財源の一部については特定目的基金から1億87百万円を充当しています。

しかしながら、このような財源確保の努力にもかかわらず、平成20年度予算編成では、歳入における財源の不足額は96百万円となる見込みであり、これを補うため、財政調整基金の取崩しにより調整しました。このことから特定目的基金と財政調整基金を合わせた基金の取崩総額は2億83百万円を予定しています。

これにより、平成20年度予算案は、次のとおりの規模といたしました。

一般会計	1 5 4 億 0 3 百万円
住宅新築資金等貸付事業特別会計	1 9 百万円
国民健康保険特別会計	5 1 億 0 7 百万円
老人保健特別会計	4 億 7 5 百万円
後期高齢者医療特別会計	4 億 6 5 百万円
介護保険特別会計	2 5 億 6 8 百万円
公共下水道事業特別会計	1 8 億 8 3 百万円
農業集落排水事業特別会計	3 億 3 6 百万円
水道事業会計	1 4 億 7 3 百万円
総 計	2 7 7 億 2 9 百万円

平成20年度予算案と前年度との比較では、一般会計においては△0.4%、各特別会計を含めた予算総額では後期高齢者医療制度の創設により老人保健特別会計が大きく減少したことから△12.9%となっています。

### 3. 平成20年度主要施策について

前述いたしましたように、平成19年度から引き続き行財政改革に集中して取り組みながら、次世代へ夢をつなぐまちづくりを目指して市民、議員の皆さまと共に、職員と一丸となって邁進してまいります。

そこで、重点施策として掲げた5項目のうち「生涯健康づくり」では、妊婦健診の補助を5回に増やすほか、乳幼児医療の入院外にかかる医療費助成対象年齢の拡大、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査の対象年齢を法定よりも引き下げた30歳からの実施、メタボリックシンドロームの予防を始めとした総合的な健康づくりの推進等、出産前から生涯にわたる健康づくりの支援を行います。

「教育の充実」では、小・中学校の通常学級に在籍する発達障害等の児童生徒の支援のため、「特別支援教育支援員」を配置するほか、古賀中学校管理棟改築工事を行います。

「市民共働のまちづくり」では、校区コミュニティの主体的な取組を支援します。

「文化芸術の振興」では、「文化芸術振興条例」を制定する等、「こがアートタウン構想」を一步、一步実現させていきます。

「持続可能な行政経営」では、平成19年度に策定しました「第三次古賀市行財政改革大綱・アクションプラン」により、市民と共働で進める簡素で効率的な行政経営の実現に向けて改革を実施します。

また、平成20年度は平成23年度からの古賀市のまちづくりの基本となる計画である「第4次古賀市総合振興計画」の策

定に着手します。

それでは、平成20年度に実施する主要施策を分野別にご説明いたします。

(1) 安全・安心で快適な住環境づくりを目指して

～都市基盤の整備～

- ① 土地利用においては、平成19年度に市民の皆さまからいただいたご意見も参考としながら、都市づくりの指針として目指すべき都市の将来像と、その実現に向けた取組の方向性を位置づける「古賀市都市計画マスタープラン」を策定します。
- ② 平成21年3月開業予定のJR鹿部新駅（仮称）については、東西を結ぶ自由通路や駅東口及び西口広場等周辺の整備を行います。
- ③ 旧西鉄宮地岳線の一部廃止に伴う代替交通の確保とミニバス運行の有効性を検証するため、平成19年度から実施しているミニバス実験運行事業について継続して実施します。この実験の結果等を勘案し、平成21年度以降の市内公共交通網全体のあり方を検討します。
- ④ 道路網の整備では、「牟田・栗原線」を古賀市の中心街路として、高齢者、障害者にもやさしい歩道の確保、段差の解消や勾配の緩和、点字ブロックの設置といったバリアフリー化等に継続して取り組みます。また、浄水場から主要地方道「筑紫野・古賀線」までの「栗原・水上線」の拡幅整備に取り組みほか、「浜・大塚線」の整備に継続して取り組みます。  
県道についても、主要地方道「筑紫野・古賀線」、「町川原・赤間線」、「町川原・福岡線」、「清滝・古賀線」等について、継続して県と協力し、早期完成に努めます。
- ⑤ 災害・緊急時等における情報伝達体制の充実を図るため、防災行政無線拡張子局を古賀西校区内に新設し、津波等の災

害時の安全誘導にも備えます。

- ⑥ 地域防災の拠点である消防地域分団のうち、第8分団・第15分団の小型消防ポンプ積載車を更新し、地域の防災力を強化します。
- ⑦ 地域コミュニティにおいて、子どもの見守り活動等の自発的な防犯活動が活発に行われており、今後も行政区等が取り組む防犯に対する啓発やパトロール活動に対し、防犯用品の提供や防犯灯の設置補助を継続して行うことにより、市民共働の防犯体制づくりを行います。

## (2) 自然と共生するゆとりある生活を目指して

～生活環境の整備～

- ① 平成16年2月に策定した古賀市地域省エネルギービジョンは、平成20年度に中間年度となることから省エネルギー目標・推進施策等について、調査を実施します。
- ② 資源循環型のまちづくりについては、市民や事業所が古紙類を排出しやすい環境をつくるため、古紙類保管庫を増設することにより、更なるごみ減量やリサイクルの実践促進と意識高揚を図ります。
- ③ 上水道事業においては、老朽化している大根川井堰の改修に平成20年度から取り組みます。また、漏水の原因となる老朽化した配水管の布設替に継続して取り組みます。
- ④ 下水道事業においては、花見東・今在家地区等の汚水管渠工事の継続と古賀終末処理場の機械・電機設備の更新及び増設をします。また、「農業集落排水事業」では施工中の町川

原・谷山処理区の平成23年度供用開始を目指すとともに、「合併処理浄化槽設置補助事業」を継続して実施します。

(3) いきいきと生活できるまちづくりを目指して

～健康の増進と福祉の充実～

- ① 次代の社会を担う子どものため、今後取り組むべき子育て支援策や目標を定めた次世代育成支援行動計画の後期計画策定に着手します。
- ② 少子化対策の一環として、妊娠・出産にかかる経済的負担を軽減するとともに、積極的な妊婦健康診査の受診を促し健やかな出産に備えるため、2回の妊婦健診補助を5回に増やします。
- ③ 子育て支援の更なる充実を目指し、乳幼児医療費助成制度について、すでに4歳未満までを対象として実施している入院外にかかる医療費の助成対象年齢をさらに1歳拡大し、5歳未満までとします。また、福岡県の医療費助成制度が改正された場合、更なる改正を検討します。
- ④ 学童保育においては、入所児童の環境の変化を考慮する必要から、本来の入所対象である1年生から3年生に加え、4年生までの対応も図っていくとともに、共働き家庭や一人親世帯の増加により入所希望児童が著しく定員を超えている花鶴学童保育所の余裕教室を整備し、1クラブ増設します。
- ⑤ 平成19年に、10代及び20代の年齢層を中心に麻しんが大流行したことから、麻しんの予防及びまん延を防止するため、幼児期に実施している予防接種のほかに、新たに中学

1年生と高校3年生を対象とした定期の予防接種を実施します。

⑥ 「児童虐待防止連絡協議会」を「要保護児童対策地域協議会」に移行し、関係機関と更なる連携に努め、要保護児童の早期発見及びその適切な支援を図ります。

⑦ 医療制度改革により、各医療保険者に40歳以上75歳未満の被保険者を対象に「特定健康診査」の実施が義務付けられましたが、古賀市では国民健康被保険者に対し、健康維持のための早期介入を目的として、対象年齢を法定の40歳から30歳に引き下げます。

更に、健康診査の結果を基に階層化を行い、「特定保健指導」を実施し、重大な疾病への進展予防を図っていきます。

⑧ 「古賀市健康増進計画（ヘルスアップぷらん）」を基に、市内全域においてメタボリックシンドロームの予防を始めとする総合的かつ効果的な健康づくりを推進するため、平成19年度に創設した「健康づくり推進員」との共働を図るとともに、学校や地域、事業所、健康づくり関係団体等が情報交換や連絡調整を行うネットワークづくりを行います。

⑨ 高齢者や在宅療養中の人たちの安全・安心を守るために、医療機関・介護関係施設及び消防署等の連携により構築された「粕屋北部在宅医療ネットワーク」の拡充に向け、今後も積極的な支援を行います。

⑩ 市民の皆さまが健康や福祉への関心を持ち、一人ひとりの健康づくり・生きがいづくりにつなげていただくために、市民参加型の「健康福祉まつり」を継続して実施します。

⑪ 市内7番目の歩いてん道となる「筵内コース」を整備します。

- ⑫ 障害者生活支援センター「咲」及び「さくらんぼキッズ」の充実を図るとともに、地域との交流事業などを積極的に推進し、障害者やその家族が安心して地域生活・社会参加ができる地域づくりに取り組みます。
- ⑬ 地域包括支援センター機能の一つである高齢者虐待防止に関する業務の対応については、福岡県弁護士会及び福岡県社会福祉士会で創設された『福岡高齢者虐待対応チーム』と委託契約を行い、高齢者の虐待防止だけでなく養護者に対する支援の強化を図ります。
- ⑭ 永住帰国された中国残留邦人等で本市にお住まいの方々の生活の安定と、地域でのいきいきとした暮らしを実現するための生活支援を行います。

#### (4) 生涯にわたって学ぶ環境づくりを目指して

##### ～生涯学習の推進と教育・文化の向上～

- ① 学校教育における特別支援教育の充実に向け、小・中学校の通常学級に在籍する発達障害等の児童生徒に対し、一人ひとりの特性に応じた教育を推進するため、「特別支援教育支援員」を配置します。
- ② 「小学校低学年少人数学級対応講師」「中一ギャップ対策講師」の派遣について継続して実施し、幼児教育から義務教育へ、小学校から中学校への移行を円滑に行い、学校適応促進を図ります。
- ③ 全ての児童生徒の学力と進路の保障を行うための「放課後補充学習支援アシスタント」、いじめや不登校を未然に防ぐ

ための「心の教室相談員」、「中学校部活動の外部講師」も継続して実施し、様々な面から、児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導・支援を行い、楽しい学校生活を送ることができる学習環境を整えます。

- ④ 市民が小・中学校で子どもたちと机を並べて共に勉強する「市民聴講生制度」を継続して実施します。
- ⑤ 「古賀中学校区」が、国立教育政策研究所生徒指導研究センターの「生徒指導総合連携推進地域」として県内唯一の研究指定・委嘱を受け、小・中学校連携による生徒指導に関する指導方法の在り方の調査研究を行います。
- ⑥ 学校施設整備については、古賀中学校管理棟改築工事を施工します。給食センターについても、老朽化した箇所の維持管理補修工事を行います。
- ⑦ 4月に開学予定の福岡女学院看護大学については、開学後、市民の保健医療水準の向上や地域振興にも大きな役割が期待されます。市民にも開放される充実した図書館運営のため、図書購入費を補助します。
- ⑧ 「アンビシャス広場づくり」や小学校の長期休業中の体験活動「寺子屋事業」を継続して実施します。
- ⑨ 家庭や地域の教育力向上のため、地域で子育て学習の中心になって活動していただく人材を育成する「子育て支援リーダー養成講座」を開設するとともに、発達期に応じた「家庭教育講座」を継続して実施します。
- ⑩ 地域の高齢者の学習活動やボランティア活動等の社会参加促進を図る糟屋地区「ふくおか高齢者はつらつ活動拠点事業」の委託を受け、近隣自治体と共同で実施します。
- ⑪ 糟屋屯倉跡と言われている鹿部田渕遺跡については、大型

建物群の主要部分を歴史公園として保存整備するため、用地取得を行います。

- ⑫ 市民の文化芸術活動の充実を図るため、「文化芸術振興条例」を制定するとともに、「文化のまちづくりリーダー養成講座」を開設します。また、「コンサート事業」や「一点美術館」等、様々なイベントを継続して実施します。
- ⑬ 「アートタウン構想」の一環として市内公共施設に学校や地域が協力して絵を描く「アートウォール事業」を継続して実施します。
- ⑭ スポーツにより誰もが生涯にわたり健康で明るく活力ある生活を送ることができるよう、「スポーツ振興基本計画」を策定します。また、子どもから高齢者、障害者等が一緒になって楽しみながら健康づくりを行う「レクスポ教室」を継続して実施します。
- ⑮ 日本だけでなく、世界で通用する人材の育成を目指し、リーダーとして多角的な思考力や分析力・決断力を養う「次世代リーダー塾」への、市内在住の高校生の参加を支援します。

#### (5) 農業・商工業のバランスがとれたまちを目指して

##### ～産業の振興～

- ① 農業の振興を図るべき地域の保全・形成と、この地域の整備に関する必要な施策を計画的に実施するための指針である「農業振興地域整備計画」の見直しを行います。
- ② 県内の森林を再生し、守り育て、豊かな県民共有の財産として次世代に引き継ぐ目的で創設された森林環境税が4月

からスタートすることに伴い、公益的機能が低下している森林の機能回復を図るため、平成20年度は荒廃森林の調査を実施し、必要な箇所の間伐を行います。

また、森林振興策として、「松くい虫防除事業」、「森林保全事業」を継続して実施します。

- ③ 農業の担い手の育成を図るため、意欲ある農業者の育成を目的とした「認定農業者協議会事業」や施設改善等により効率的営農を図る認定農業者への補助である「高収益型園芸産地育成事業」、水田農業における集落営農や機械利用組合の設立に向けた「集落営農推進事業」、JA粕屋等と連携し、女性の担い手を育成する「農業・農村男女共同参画推進事業」を継続して実施します。
- ④ 「地産地消」については、JA粕屋や生産者と協力しながら、コスモス広場への地場農産物の納入拡大や学校給食への地元産食材使用の増加を図ります。
- ⑤ 「まつり古賀」、「食品フェア」、「なの花祭り」等、市内外から多くの人々が来場するイベントへの補助を継続して行い、古賀市の産業・観光振興に取り組みます。
- ⑥ 「市民無料職業相談窓口」を継続して実施し、就職相談・就労支援に取り組みます。

(6) 人が真ん中にあるまちを目指して

～人権の確立～

- ① 「古賀市人権施策基本指針」に基づき古賀市が目指す「いのち輝くまちづくり」を推進していくため、これまでの人

権・同和教育、啓発活動の成果と課題を点検し、今後取り組んでいく施策の基礎資料とするため、「人権問題に関する市民意識調査」を実施します。

- ② 「古賀市人権施策基本指針に基づく平成19年度実施計画」の総括を行うとともに、古賀市人権施策審議会からの意見を踏まえ、同指針に基づく平成20年度実施計画の策定を行います。

#### (7) 共働のまちづくりを目指して

～市民参画～

- ① 校区コミュニティ組織づくりを目指した準備活動を行う校区に対し、「校区コミュニティ支援事業交付金」による財政的支援を継続して行うとともに、校区コミュニティ組織が設立された4校区に対しては、新たに「校区まちづくり応援事業交付金」を創設し支援します。
- ② 校区コミュニティの中核となって活動する人材を養成する「生涯学習リーダー塾」を継続して実施します。

#### (8) 効果的かつ効率的な行財政運営を目指して

～行財政～

- ① 平成19年度に策定しました「第三次古賀市行財政改革大綱・アクションプラン」に基づき、市民と共働で進める簡素で効率的な行政経営の実現に向け、改革を実施します。

- ② すでに市長をはじめとする三役の給料及び一般職の職員の管理職手当については減額を実施していますが、更に一般職の職員の給料を減額します。
- ③ 秘書業務を民間委託するとともに、給食センター調理業務の民間委託について検討し、平成21年度の実施を目指します。また、学校図書司書の嘱託化等についても平成22年度実施を目途に検討します。
- ④ 市の税制全般を見直すため有識者等で構成する「税制審議会」を設置し、新たな財源の確保について検討します。
- ⑤ 市税の徴収率向上に向けて、国税局事務経験者を「滞納整理指導員」として嘱託採用し、円滑かつ適正な滞納処分を行う取組を継続して行います。
- ⑥ 水道事業及び下水道事業の健全な事業経営の推進に向けて「上下水道事業経営等審議会」を設置し、料金の適正化について検討します。
- ⑦ 使用料等受益者負担の見直しやコミュニティホールの賃貸借による歳入の確保に取り組みます。

#### 4. おわりに

以上、平成20年度施政方針と主要施策について述べてまいりました。財政面においては依然として厳しい状態が続きますが、職員と一丸となり行財政改革に取り組みながら、市民、議員の皆さまと共に更なる市政発展を目指し業務に邁進する所存であります。

皆さまのご理解、ご協力のほどを切にお願い申し上げ、施政方針とさせていただきます。